

# 入学料免除・徴収猶予制度

## 1. 入学料免除・徴収猶予について

特別な事情のため、入学料の納付が著しく困難なときは、選考のうえ、入学料の全額（84,600円）又は半額（42,300円）を免除並びに徴収猶予（最大で入学した年度の3月末日まで）することがあります。

申請者は、入学料免除又は徴収猶予の結果通知があるまで入学料は納付しないでください。（納付した入学料は、入学料免除又は徴収猶予を申請しても返還されないので注意してください。）

## 2. 入学料免除及び徴収猶予の対象者

### （1）入学料免除

次のいずれかに該当する者です。

- ① 入学前一年以内に学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ② 上記に準ずる場合であって、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。（単なる経済的な理由（母子父子家庭であること、学資負担者の失職等）は入学料免除の対象となりません。）

### （2）入学料徴収猶予

次のいずれかに該当する者です。

- ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 入学前一年以内に学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ③ その他校長が相当と認める事由がある場合
- ④ 入学料免除を申請したが許可されなかった場合及び半額免除の場合  
（決定が告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができます。）

\* 徴収猶予期間は入学した年度の3月末日まで。所定の期日までに入学料を納付しない場合は除籍となりますので、十分ご留意ください。

## 3. 申請手順について

- ① 入試合格者へ送付する書類の中に、入学料免除・徴収猶予の案内文書が入っておりますので、申請希望の方は入学料免除（入学料徴収猶予）書類申込書を学生支援係へ提出してください。

- ② 申請書類の申込みをされた方に、「入学料免除及び徴収猶予申請のしおり」を郵送します。
- ③ しおりをよく読んで申請書類を整え、提出期限までに学生支援係へ提出してください。なお、提出した書類は返却しません。
- ④ 結果は、保護者へ郵便により通知します。